

幼児教育・保育施設を利用される保護者の皆様

都城市長 池田 宜永

(公印省略)

幼児教育・保育施設の登園自粛等のお願い

日頃より本市の幼児教育・保育行政に御協力いただき、ありがとうございます。

さて、1月21日から県において「まん延防止等重点措置」が実施されてきましたが、3月6日で終了することとなりました。

しかし、現在、都城市は施設の感染が収まらず、クラスターも頻発しています。また、県は3月7日以降、県内全域を感染急増圏域（赤圏域）に指定しました。

つきましては、幼児教育・保育施設における感染拡大のリスクを回避するため、家庭で保育することが可能な方（お仕事がお休みの場合等）には登園自粛要請期間を継続することとしました。感染力の高いオミクロン株の性質に鑑み、下記について御協力をお願いいたします。

記

1 期間 令和4年1月21日（金）から感染急増圏域（赤圏域）指定の解除まで

2 保育料の取り扱い 休みの日数に応じて、減免措置します。

※給食費については、各園の判断により対応することになります。

3 感染拡大防止のお願い

(1) ①園児や同居家族が感染した②園児が濃厚接触者となった③園児がPCR検査を受けた場合には、速やかに御利用されている幼児教育・保育施設に御連絡してください。

(2) 家庭内感染が多く見受けられることから、家庭での基本的な感染防止対策に御協力ください。また、園児本人や保護者及び同居家族等に37.5度以上の発熱等の症状や濃厚接触者となった場合には、登園を控えてください。

(3) 「マスク着用」「手洗い・手指消毒」「3密（密閉・密集・密接）回避」といった基本的な感染防止対策を徹底してください。

(4) 「混雑した場所や感染リスクが高い場所への外出・移動の自粛」、「原則、県外との往来自粛」等を徹底してください。

(文書取扱) 福祉部 保育課

保育担当 23-4894